

○ 愛知県都市職員共済組合職員の再雇用に関する規則

(平成14年2月26日)  
(平成14年規則第2号)

改正 平成26年2月20日規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号。以下「就業規則」という。）第34条の2第1項から第4項（就業規則第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の再雇用（就業規則第34条の2第1項又は第34条の3第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26規則4・一部改正)

(定年退職者に準ずるもの)

**第2条** 就業規則第34条の2第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して規則で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再雇用されたことがあるもの（前号に掲げる者を除く。）

(雇用期間の更新)

**第3条** 再雇用の期間の更新は、職員の当該更新直前の雇用期間における勤務成績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 理事長は、再雇用の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(雇用期間の末日)

**第4条** 再雇用を行う場合及び再雇用の期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

**附 則 抄**

(施行期日)

**第1条** この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、この規則附則第8条の規定は、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成14年愛知県都市職員共済組合規則第5号）の公告の日から施行する。

(雇用期間の末日に関する特例)

**第2条** 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

愛知県都市職員共済組合職員の再雇用に関する規則

平成14年4月1日から平成16年3月31日まで	61年
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

**附 則**（平成 26 年 2 月 20 日規則第 4 号）  
この規則は、公告の日から施行する。